

積立預金・すまいる積立預金の積立額変更手続き

積立預金

(例) 定時積立額 / 30,000円を 50,000円に変更する場合

積立預金定時積立・積立額変更申込書(様式第2号)

- 1 希望する積立額を記入する
- 2 毎月月末締切りで翌月から積立額は変更となります。
(記入例の場合ですと、2021年4月の最終営業日までに申込書を提出ください)

(様式第2号) **積立預金定時積立・積立額変更申込書**
 (一財)兵庫県学校厚生会理事長様 兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり申し込みます。

20XX年 4月15日

所属所番号	304567	所属所名	厚生小学校
会員番号	012345	会員名	厚生太郎

連絡先 (078)XXX-XXXX

申込金額 50,000円

積立開始・変更年月 2021年05月

取扱者 検印 入力 募集担当 交付印

21.04

申し込みは、毎月末日(厚生会必着)で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
 積立額変更の場合…
 申込金額欄に変更される金額をご記入ください。
 育児休業等による中断・復活手続きは必要ありません。なお、任意に積立を中断される場合は“0”をお書きください。

ご注意
 厚生会に初めて預金をされる方は、同時に「印鑑登録カード」(様式第1号)をご提出ください。
 すまいる積立預金契約のある方は積立預金の解約はできません。

すまいる積立預金

(例) 定時積立額 / 30,000円を 50,000円に変更する場合
 ボーナス / 50,000円を 100,000円に変更する場合

すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書(様式第4号)

- 1 「変更」に○印を記入
- 2 通常毎月月末締切りで翌月から変更になりますが、期末勤勉手当は、10月～4月受付分までは6月から、5月～9月受付分までは12月から変更
- 3 加入票に表示の預金番号を記入

(様式第4号) **すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書**
 (一財)兵庫県学校厚生会理事長様 兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり申し込みます。

20XX年 4月15日

所属所番号	304567	所属所名	厚生小学校
会員番号	012345	会員名	厚生太郎

連絡先 (078)XXX-XXXX

申込金額 50,000円

積立開始・変更年月 2021年05月

当積立預金の非課税枠

1. 新規の場合、積立の目的をお選びください。
 ①自動車 ②結婚 ③教育 ④旅行 ⑤住宅 ⑥レジャー ⑦趣味 ⑧ペット ⑨老後 ⑩自由

2. 変更の場合、変更する加入票の預金番号をお書きください。
 変更する預金番号 12345678

3

① 新規
 ② 変更

期間 3年 4年 5年

◎制度をご利用になれる方は、所定の手続きが必要です。

取扱者 検印 入力 募集担当 交付印

21.04

申し込みは、毎月末日(厚生会必着)で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
 期末勤勉手当からの積立申し込みは、10月～4月までの受付は6月から、5月～9月までの受付は12月から開始・変更されます。
 新規の場合のみ、期間をお選びください。

◆ボーナスから積立をする場合の引去り開始は、以下のようになります。

- ・ 10月～4月の受付分 → 6月(夏期)ボーナスから
- ・ 5月～9月の受付分 → 12月(冬期)ボーナスから

申込締切日	毎月末営業日(厚生会必着)
積立額変更開始	翌月(定時積立)

※貯蓄年金型は、原則、積立額の変更はできません。

積立額の変更は、インターネット「信用ネットサービス」でも申込み可能です。(要登録) (P51～59参照)